

中間とりまとめ

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
1	今回のパブリックコメント募集について	インターネット協会の違法有害情報問題への取り組みの中で、一般からの意見を募集するのは初めての機会であり、これまでの長年の閉鎖的な検討からの方向転換は率直に歓迎する。		今後も機会がある度にパブリック・コメントを募集していきたい。
2	今回の中間とりまとめのバブコメについて	今回のバブコメは個人的に評価できることである。また今回のようなバブコメを次回もやっていただいたいと思っている。		今後も機会がある度にパブリック・コメントを募集していきたい。
3	中間取りまとめ全体について	青少年の安全なインターネット利用環境の整備と、インターネット利用者の多様な価値の尊重について、より配慮した取り組みを求める。	過去の取り組みと比較すれば改善は図られていると考えるが、いまだ「健全」の内容を含めた、インターネット利用者の価値の多様性を十分に尊重している内容とは言い難いと考え。より十分な配慮を求める。具体的な内容と理由は他の指摘点で述べる。	個別の指摘点に対して、事務局見解を述べる。
4	1ページ3段落目『しかしながら、インターネット上には性的な画像や、暴力的な画像など、青少年にとっては不適切と考えられる、いわゆる「有害情報」も流通している。』、3ページ2段落目『性的な情報や暴力的な情報など、いわゆる有害な情報』および4ページ7段落目『性的な情報や暴力的な情報など、従来から存在している「有害な情報」』について	指摘した部分はレイティング・フィルタリングの対象としての有害情報の定義として適切ではない。例えば1ページの指摘部分は『しかしながら、インターネット上には、青少年の発達段階に対して過度に性的な画像や暴力的な画像など、個々の青少年にとっては不適切となる場合がある、いわゆる「有害情報」も流通している。』といった内容にすべきであり、2ページの指摘部分は『過度に性的な情報や暴力的な情報など、いわゆる有害な情報』、3ページの指摘部分は『過度に性的な情報や暴力的な情報など、従来から存在している「有害な情報」』などとするべきである。	日本の社会の中では、「性的な画像や、暴力的な画像」は、あらゆる程度のもので青少年にとって不適切とする社会的な習慣や合意はない。青少年の発達段階に対して過度な内容であるとみなされる場合が不適切であるとされ、その前提で全ての青少年にとって過度であるとみなされるものが法令上での規制の対象となったり、既存メディアでの自主規制が行われている。青少年ネット規制法においても、青少年有害情報は「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」と定義されており、例示においても犯罪誘引情報以外は「人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報」「殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報」と、「著しく」という程度を問題にしている。自主規制においては、18歳を基準とするもの以外にも、15歳や12歳を基準とするものが存在する。これが意味するところは、性的・暴力的表現とは発達段階との適合性を問うべきものであって、表現の程度を問わず問題とするものではないことを示すものである。フィルタリングは個々の青少年の発達段階に応じて保護者が適切な選択を行うためのものであるということは、2.1節「フィルタリングとは」にも言及があり、整合性の観点からも、有害情報とは青少年の発達段階によって異なりうる、相対的なものであることが明確となる定義とするべきである。	指摘の通りである。指摘点は以下のように修正する。 1ページ3段落目 (原文) 『しかしながら、インターネット上には性的な画像や、暴力的な画像など、青少年にとっては不適切と考えられる、いわゆる「有害情報」も流通している。』 (修正文) 『しかしながら、インターネット上には青少年の発達段階に対して過度に性的な画像や、暴力的な画像など、個々の青少年にとっては不適切と考えられる、いわゆる「有害情報」も流通している。』 3ページ2段落目 (正)4ページ2段落目 (原文) 『性的な情報や暴力的な情報など、いわゆる有害な情報』 (修正文) 『過度に性的な情報や暴力的な情報など、いわゆる有害な情報』 4ページ7段落目 (原文) 『性的な情報や暴力的な情報など、従来から存在している「有害な情報」』 (修正文) 『過度に性的な情報や暴力的な情報など、従来から存在している「有害な情報」』

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
5	2.2節(1)「フィルタリングの重要性の高まりと SafetyOnline の検討」および3章のうちSafetyOnline 3.1について	SafetyOnline 3.1 の検討・修正は不十分であり、根本的見直しとして4月に検討が発表された SafetyOnline 4に期待する。	<p>サイト管理者がセルフレイティングを行う際の利便性を考慮して「キーワード」を項目として切り出したことは利便性の向上に資するものの、逆にキーワードに抵触すれば程度にかかわらずレイティングの対象となり、評価ラベルによって18歳未満の閲覧に適さないとされることは、サイト管理者がセルフレイティングを行うインセンティブを大きく削ぐと考えられる。サイト管理者のインセンティブを確保するためには、FOSIによるICRA (2005年版、2008年版ドラフト)のように、個々のカテゴリについて複数の段階を想定したものが望ましいと考える。ICRAでは、カテゴリ内のラベリングについて、複数の段階を設けることと客観性を担保することとの両立を考慮した内容となっている。</p> <p>また、評価ラベルの年齢区分の根拠のひとつとなった保護者へのアンケート調査は、フィルタリングが十分に普及する前の段階のものである。この時点では、カテゴリによるフィルタリングの弊害として、有用な情報・サイトへの閲覧が制限される場合が少なくないという認識が、青少年や保護者の間でなされていない。再度アンケートを行うなど、年齢区分の見直しの必要が必要である。</p> <p>このような観点から、SafetyOnline3とその整理に留まったSafetyOnline3では、青少年の発達程度に応じたレイティング・フィルタリングはなお難しいと考えられる。</p>	<p>SafetyOnline 3.1 については、SafetyOnline 4に向けての検討を引き続き行っていきたい。</p> <p>カテゴリ内のラベリングについて、複数の段階を設けることについては、ICRAが2000年にICRA vocabularyを発表した際に、レイティングとフィルタリングの分離というコンセプトを打ち出し、レイティングと言わずラベリングと言い、かつボキャブラリという用語を採用した経緯を考慮して、慎重に検討すべきと考える。</p> <p>保護者へのアンケート調査については、違法・有害情報対策に関する保護者の問題意識が高まっていることもあり、年齢区分の見直しに止まらず他の観点も含めて、機会があれば実施したいと考えている。</p>
6	3章のうちCGMサイトに関する部分について	<p>文章については、リスク回避的な内容に偏っているため、リスク管理的な内容に改めるべき。表については、「教育・普及啓発を行う人々」は、危険性の教育だけではなく、「サイト上で明らかにする個人情報の安全な範囲をサイトの属性や自身の発信する個人情報以外の情報などから総合的に考えることが出来るようになる教育」や「知らない他人とやり取りをする安全な範囲を判断する教育」や「ネット上の知らない他人といかに信頼関係を築き、あるいは信頼できない人物とのやり取りを断つためことができるようになるリテラシー教育」が求められる。</p> <p>「サイト運営者」に対する要求は、個別サイトの内容や属性をあまり考えずに具体化しすぎており、リスク回避の利益とサイトの有用性との釣り合いがとれない場合があると考えられる。本文中で「網羅的なものではない一方で、全ての取り組みが必要であるという趣旨のものではなく」としていることは重要であると考える。</p>	<p>CGMサイトのリスクと有用性は表裏一体のものであり、単にリスク回避的な対応を全ての関係者に求めたり、リスク回避的な教育を青少年に行うだけでは、「青少年の健全な育成や次世代を担う者のITリテラシー向上に資する」ことにならない。関係者は、リスクのある機能の有用性を維持しつつリスクを低減する方法について検討するべきであるし、教育にあたっては、いかにリスクある機能を安全に利用していくかという方向性で内容を検討するべきである。</p>	<p>指摘の趣旨はその通りであると考える。</p> <p>サイト機能の有用性を維持したリスク低減方法や、青少年への情報リテラシー教育等については、今後の検討課題としたい。</p>

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
7	4章「おわりに」の「将来的に成人し独立する青少年自身の、インターネット上の有害情報から身を守る能力、いわば耐性を高める取り組み、及びインターネットのプラスの面を最大限活用する能力を高める取り組みが必要不可欠である」について	指摘点からの検討について、中間とりまとめの中では行われていない。今後に期待する。なお、「インターネット上の有害情報から身を守る能力」は、「インターネット上のリスクから身を守る能力」に改められるべきである。	指摘点の趣旨にはおおいに賛同するところであるところであるが、中間とりまとめでは検討が行われておらず、結果として、レイティング・フィルタリングについて発達段階に応じた年齢区分の緩和といった見直しが見られておらず、また、CGMサイトのリスクについてもリスク回避の過ぎる内容となっている。今後の検討に期待するところである。「インターネット上の有害情報から身を守る能力」とある部分については、「有害情報」が本取り組みにある「青少年にとっては不適切と考えられる」情報であるならば、成人に達した段階においてまでも閲覧が適切であるとはいえない。一方で本中間とりまとめでは2.3節「CGMサイトの利用に伴う主なリスク」について「なお、これらのケースは、対象者が青少年でなくとも問題となりうる事例であるが」としているように、CGMサイトのリスクについては成人にも存在するリスクとして挙げるのが適切であり、CGMサイトのリスクは有害情報リスクとは別個のものとして言及されているものである。さらに本検討の範囲外にも、違法情報に関するリスクや、その他のさまざまなインターネット上のリスクが考えられる。青少年が成人し独立するにあたっては、それら多面的なリスクへの総合的な耐性が高められていることを目標とするべきであろう。従って、指摘点の表現は「インターネット上のリスクから身を守る能力」とするべきである。	指摘の通りである。指摘点は以下のように修正する。 10ページ最後から2段落目 (原文) 『将来的に成人し独立する青少年自身の、インターネット上のリスクから身を守る能力、いわば耐性を高める取り組み、及びインターネットのプラスの面を最大限活用する能力を高める取り組みが必要不可欠である。』 (修正文) 『将来的に成人し独立する青少年自身の、インターネットのプラスの面を最大限活用する能力を高める取り組み、及びインターネット上のリスクを認識し、それらにきちんと対処する能力、いわば耐性を高める取り組みが必要不可欠である。』
8	“有害情報”について	有害情報については原則として一切規制すべきではなく、当然、SaftyOnline3.1他全てのガイドラインから原則としてははずすべきである。	まず、流通自体が違法とされる情報については法に基づいて規制されるべきである。一方、“有害情報”なる情報は本来、言葉の定義として存在しない。原則として情報は常に中立であり、その受け手の心情・信条・信教その他心理的要因によってのみ左右されるものである。情報それ自体によって害が直接的にもたらされるとする弾丸効果理論は否定されており、情報もたらす二次的な被害にしても、その因果関係が相当であれば、出会い系サイト規制法のように直接的に規制する法令が立法され、有害ではなく“違法”情報として規制される。よって“有害”と証する情報は実際には違法情報として規制されるだけの有害性が存在せず、特定の個人・特定の団体にとって都合の悪い“単なる情報”に過ぎないことが、言葉の定義より明らかである。通信事業者には原則として全ての情報を透過的に扱い、情報の差別的扱いは禁止されている。必然的に、ISPが差別化のために個別に規制を行うのであればともかく、自治体や業界団体がガイドラインや法令によって“有害”情報の規制を行うことは許さざる行為である。	平成20年6月に成立した青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律において、青少年有害情報とは、「インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう」と定義されており、言葉の定義として存在している。 SafetyOnline3.1はこうした有害情報の流通等を規制するものではなく、個別のサイトや情報が特定のカテゴリやキーワードに該当するかどうかを分類するためのレイティング基準であって、レイティングされた情報の閲覧を青少年にどの程度許すかは、フィルタリングソフトの設定における保護者等の選択・判断により決まる。
9	フィルタリング反対！ 表現弾圧絶対反対！ インターネット焚書・インターネット魔女狩り、断固反対！！ 漫画もアニメもゲームもネットから焚書してなにがどう解決するというのか説明しろ！ G8でも世界中でも日本でもっとも犯罪が少ない理由を少しは考える！			フィルタリングは、発信者の表現の自由を損なうことなく、保護者等による青少年保護を実現するための、情報の選択受信手段である。 表現の弾圧、焚書、魔女狩りのような捉え方は、誤りであると考えられる。

SafetyOnline 3.1

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
1	SafetyOnline3.1 カテゴリー全般について	各カテゴリの作成意図を明記すべきである。	「カテゴリの説明」や「キーワードの説明」は簡潔すぎて、フィルタリング事業者やフィルタ利用者がカテゴリの作成意図を誤読する可能性がある。カテゴリ、キーワードの作成の意図や具体的な例を補足資料として作成すべきである。	指摘点は重く受け止め、バージョンアップの際に記述を改善したい。
2	SafetyOnline3.1 「ヌード」カテゴリについて	「ヌード」カテゴリのキーワードは削除すべきである。	類似の「セミヌード」カテゴリはキーワードで分類されておらず、キーワード作成のポリシーが統一されていない。キーワード「自慰」「排泄」「緊縛」は「ヌード」と直接的な関係は無く、キーワード作成の意図が不明である。	キーワード「自慰」は「性行為」カテゴリに含める。キーワード「排泄」と「緊縛」は「性行為」カテゴリの「変態性欲に基づく性行為」に含まれるものとみなしてキーワード説明に「SM、フェチ、獣姦、排泄、緊縛等の・・・」という形で追加し、「ヌード」カテゴリからは削除する。また、「セミヌード」カテゴリは削除し、キーワードは「ヌード」カテゴリに包含されるようにする。
3	SafetyOnline3.1 「ヌード」カテゴリおよび「性行為」カテゴリについて	キーワード「自慰」「排泄」「緊縛」はヌードカテゴリから削除すべきである。一方、性行為カテゴリのキーワードについては、「異性間・同性間の性行為」「自慰」「SM」「糞尿趣味」「フェティシズム」「獣姦」「性行為を連想させる行為」とするべきである。「緊縛」はキーワード「SM」の説明に含めればよい。「乱交」は、「異性間・同性間の性行為」のキーワード説明に追加すればよい。キーワード「変態性欲」「不倫」「官能小説」は削除すべきである。	「ヌード」カテゴリは正確にヌードに関係する内容とするべきである。「自慰」は性行為が正しい。「排泄」については、いわゆる糞尿趣味は性行為カテゴリが適切と考えられ、一方、トイレ盗撮については疑似も含めて性犯罪カテゴリが適切である。性行為カテゴリについては、特定の性行為を「変態性欲」「背德的」と記述するレイティング基準は、成人向けコンテンツの製作者等の間を含めてセルフレイティングを推進する観点からは、彼らを尊重するものといえず不適切である。ここでは性行為の種類を網羅すればいいのであって、ある行為が「変態性欲」か、「背德的」か、といった予断をレイティング基準を使う側に与える必要はない。また、キーワード「不倫」「官能小説」については、これらは性行為を記述するキーワードとは言えないので単に削除するべきである。性行為や性愛の描写や表現でそれぞれのカテゴリに分類するべきである。	キーワード「自慰」は「性行為」カテゴリに含める。キーワード「排泄」と「緊縛」は「性行為」カテゴリの「変態性欲に基づく性行為」に含まれるものとみなしてキーワード説明に「SM、フェチ、獣姦、排泄、緊縛等の・・・」という形で追加し、「ヌード」カテゴリからは削除する。 「性行為」カテゴリについては、多くの県条例にまで遡って、カテゴリの説明では「性交又はこれに類する性行為」とし、キーワードは再整理する。大阪府青少年健全育成条例のように「近親相かん、乱交等の背德的な性行為」を指定基準に掲げているところがあるが、ここでは多くの県条例と同様に、キーワードとして「男女間の性行為」、「同性間の性行為」、「変態性欲に基づく行為」、「性行為を連想させる行為」とし、「乱交」、「不倫」、「官能小説」を削除する。

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
4	露出的な服装について	露出度の高い服装 露出度の高い水着を着用した姿態の描写	いったいどの程度の露出度が駄目なのかが全く書かれてない。	<p>中間とりまとめの「2. 2 レイティングとは」で述べているように、「レイティングとは、個別のサイトや情報を、ある基準に基づいて分類することである」。また、「2. 1 フィルタリングとは」で述べているように、「フィルタリングソフトは、保護者が青少年にどの程度の情報の閲覧を許容するのか、選択・実行することを可能とするものである」。すなわち、本レイティング基準は本来、個別のサイトや情報がある項目（例えば、「下着」や「露出性の高い水着」）に該当するかどうかを分類するためのものであって、閲覧不可とすべきかどうかを規定する役割にはない。そのような役割は、フィルタリングソフトにおける保護者等の設定に求められる。</p> <p>指摘点の露出性の高い水着と低い水着との間の線引きは、これまでのレイティング作業経験によると、外形的・定量的に決めることが困難であり、レイティング作業者の主観によらざるをえないと考えているが、作業を容易にする観点から引き続き検討していきたい。</p>

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
5	SafetyOnline3.1「露出的な服装」カテゴリについて	カテゴリの説明の冒頭を「肌の露出性の高い身体の描写として」とし、キーワード「下着」の説明の冒頭について「セクシーさを強調する下着」とすべきである。	カテゴリの説明の「露出性の高い」の対象が明文化されておらず、キーワード「下着」の説明として、単に「下着を露出した姿態の描写」とあるため、単に下着を露出した描写が全て該当するように読める可能性が高い。単に下着を露出した描写は、実用下着のウェブサイトや実用下着の通販サイトなどのように、とくに青少年の閲覧を制限する必要性に乏しいサイトにも少なからず存在するため、誤解を避ける必要がある。こうしたメーカーや流通業者が運営している実社会のショッピングモール内の店舗では下着姿の女性を描写した大きな写真が掲げられていて店舗外から確認できることも少なくないが、社会的に全く問題となっていない。 本カテゴリに対応するネットスターのカテゴリの説明にも、「水着・下着・レースクイーンなどセクシーさを強調する画像の掲載やグッズの販売、フェチをテーマにした各種画像や情報提供」とあり、実際に上に挙げたようなサイトがこのカテゴリに分類されてはいない。	指摘の通りである。指摘点は「過度に刺激的な下着・・・」とキーワードの説明を修正する。
6	SafetyOnline3.1「露出的な服装」カテゴリについて	カテゴリの説明を肌の露出の高い体の描写としてキーワード「下着」の説明として「セクシーさを強調している下着」とすることを提案する。	「露出的な服装」の定義がないため、単に露出しているだけの体の描写までフィルタリングの対象に入る可能性があります。たとえば、下着のショッピングサイトでは参考としての画像が表示されているサイトがありますが、下手をすると、生活必需品である下着を購入できなくなる可能性があります。	指摘の通りである。指摘点は「過度に刺激的な下着・・・」とキーワードの説明を修正する。
7	SafetyOnline3.1「性行為」カテゴリについて	キーワード「不倫」「官能小説」は削除すべきである。	「性行為」の含まれない「不倫」「官能小説」もありうる。「性行為」自体をキーワードの対象とするべきである。	「性行為」カテゴリについては、多くの県条例にまで遡って、カテゴリの説明では「性交又はこれに類する性行為」とし、キーワードは再整理する。大阪府青少年健全育成条例のように「近親相かん、乱交等の背徳的な性行為」を指定基準に掲げているところがあるが、ここでは多くの県条例と同様に、キーワードとして「男女間の性行為」、「同性間の性行為」、「変態性欲に基づく行為」、「性行為を連想させる行為」とし、「乱交」、「不倫」、「官能小説」を削除する。

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
8	性愛表現	キス、抱擁、着衣のままの愛撫、擬児童性愛	18歳未満には恋愛はするなど言ってるってことになります、愛情表現の包容さえいけなくなり感受性にも影響する。 擬児童愛についてですが見た目で判断することになりますよね漫画やイラストのキャラクターに実際の年齢なんてありませんから、現実で同じ理由で18以上の背の小さい人や童顔の人に恋愛するなどということになります。	本カテゴリは、ご指摘の描写や表現すべてを分類することを示しているのではなく、「カテゴリの説明」と「キーワードの説明」に記載の通り、「露骨な性愛表現」について分類しようとするものである。 「18歳未満利用制限」という年齢区分は、法令および保護者へのアンケート結果に基づき参考情報として例示したものであり、青少年にどの程度の情報の閲覧を許容するのかは、フィルタリングソフトにおける保護者の設定に求められる。
9	SafetyOnline3.1「性暴力・性犯罪」カテゴリについて	キーワード「近親姦」の説明を「児童を対象とした近親姦、あるいは近親としての優越的地位を利用ないし強制を伴う近親姦の描写や表現」とすべきである。	日本の法令においては、西欧の一部の国とは異なり「近親姦」がただちに性犯罪となるわけではない。児童福祉法上の犯罪となる児童を対象とした近親姦、あるいは性暴力と言える範囲の近親姦とするべきである。なお、このように限定しても成人間近親姦ポルノグラフィの多くは性行為カテゴリや性愛表現カテゴリに含まれるだろう。	指摘点は、修正する。
10	SafetyOnline3.1「差別的表現・悪口表現」カテゴリについて	本カテゴリは「差別的表現」「悪口表現」の2つに分割すべきである。また、「差別的表現」の説明から「放送禁止用語」を削除すべきである。	フィルタリングカテゴリを青少年の発達段階に応じてカスタマイズする観点からは、両者が同一カテゴリにまとめられているのは適切ではない。また、放送禁止用語は日本では放送局による自主規制であり公開された形でその内容が明確になっているわけではないこと、差別的表現を越えたはるかに広い内容であること、自主規制としての放送禁止用語は不特定多数への一斉情報伝達であることから社会的責任として自主規制しているものであって、放送ではないインターネット上のコンテンツにそのまま適用するのは問題があることから、削除すべきと考える。	本カテゴリは、他人に対する悪意ある表現をカバーするレイティングカテゴリである（フィルタリングカテゴリではない）。カテゴリ名を「他人への悪意表現」と変更することを検討したい。青少年の発達段階に応じてフィルタリングをカスタマイズすることは、レイティングキーワードが異なれば可能であると考えられる。 放送禁止用語については、差別用語の具体例としてキーワードに入れたが、両者が重なっているため、指摘内容を考慮して削除する。
11	差別的表現・悪口表現	放送禁止用語、差別用語・悪口、罵言	子供はお笑い番組やドラマなどもみれなくなります。	本レイティング基準は、個別のサイトや情報がある項目（例えば、「差別用語」や「悪口、罵言」）に該当するかどうかを分類するためのものであって、閲覧不可とすべきかどうかを規定する役割にはない。そのような役割は、フィルタリングソフトにおける保護者等の設定に求められる。

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
12	SafetyOnline3.1「差別的表現・悪口表現」カテゴリの「放送禁止用語、差別用語」キーワードについて	キーワード「放送禁止用語」は削除すべきである。	いわゆる「放送禁止用語」は放送局等での自主規制の内容であり、他のカテゴリと重なる部分もあり不適切である。対象は「差別的表現」「性的表現」など具体的に指定すべきである。	放送禁止用語については、差別用語の具体例としてキーワードに入れているが、両者が重複している部分があるので、指摘内容を考慮して削除する。
13	格闘	格闘、ケンカ	空手の世界大会とか結果も中継も子供は知ることになります。	キーワードの説明で「格闘（格闘技を除く）」と記述しているように、スポーツとしての格闘技や、武道としての空手等は含まれない。
14	SafetyOnline3.1「格闘」カテゴリについて	カテゴリ「格闘」はSafetyOnline3.1から除外することを提案する。	格闘表現は子供向け番組や雑誌でも普通に使われている表現であるため、ネットだけをレイティングの対象に入れると普通に流れているTV番組や雑誌等の整合性が取れなくなるのではないかと考えます。	本レイティング基準は、個別のサイトや情報がある項目（例えば、「格闘、ケンカ」）に該当するどうかを分類するためのものであって、閲覧不可とすべきかどうかを規定する役割にはない。そのような役割は、フィルタリングソフトにおける保護者等の設定に求められる。 TVや雑誌等の他メディアとの整合性については、今後のメディアの進展を注視し、必要に応じて検討していきたい。

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
15	SafetyOnline3.1「ギャンブル」カテゴリについて	キーワード「パチンコ、パチスロ、競馬、競艇、競輪」は不適切である。キーワード「パチンコ、パチスロ」「競馬、競艇、競輪」に分け、前者はギャンブルカテゴリのままよいが、後者は「公営競技」カテゴリを設けそこにに入れるべきである。さらに、公営競技カテゴリでは、投票券購入サイトや投票券予想サイトなどは18歳未満閲覧制限対象としつつ、競技そのものの情報や主催団体の情報サイトについては閲覧制限を設けない、あるいは12歳未満制限程度に緩和することを検討するべきである。一方、「ギャンブル」カテゴリのキーワードとして「スポーツ振興くじ(toto)」を追加するべきである。	パチンコ、パチスロは風適法のいわゆる第7号営業という規制業種で18歳未満の入場が規制されており、娯楽として楽しむ側にせよ、就職先とするにせよ、いずれにせよ18歳未満が関与するものではない。しかし、公営競技は個別法で規制され、未成年は投票券購入・譲り受けを禁止されているが、競技の観覧自体は禁止されておらず、また競技の内容は地上波テレビで放送される場合も多い。さらに、選手になるなどの形で就職先とする場合、JRA競馬学校、地方競馬教養センター、やまと競艇学校の入学資格が中学校卒業以上、日本競輪学校が17歳以上（それぞれの上限は省略）であり、いずれも18歳未満の段階で志望可能であり、実際に各施設に18歳未満で入学する青少年が少なからずいる。公営競技の選手となることを志望することは青少年の進路のひとつであり、そのような可能性のある青少年が自身の将来の志望先の情報をインターネット上で入手することを制限することには問題がある。コンテクストラベル「スポーツ」や「教育」の活用も考えられるが、主催者団体サイトはスポーツ情報と投票券の情報が混在しているのが実際のところであり、コンテクストラベルを用いるよりカテゴリ定義で工夫するほうがうまくいくのではないかと考えられる。「スポーツ振興くじ(toto)」については、未成年が購入できない年齢制限付きのくじであり、制限対象として例示するのが妥当と考えられる。スポーツ振興くじについては、対象スポーツであるサッカーリーグとは分離されたブランド・運営となっているので、公営競技について述べたような競技志望者に関する問題はない。	細分化の余地はあるが、ギャンブルに関しては「パチンコ、パチスロ、競艇、競馬、競輪」が同列で扱われる事が多いため、指摘のように細分化することが難しいと考える。今後の検討課題としたい。 なお、キーワード「パチンコ、パチスロ、競馬、競艇、競輪」の説明の中の「その他賭博行為」は「その他ギャンブル行為」に修正する。
16	その他の禁止行為	殺人依頼、脅迫、口座売買、携帯無断譲渡・その他の違法行為	予防策が書いてあるサイトも駄目になります。	青少年がそれらを見る事が出来るかどうかは、フィルタリングにおける保護者等による設定の問題である。

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
17	SafetyOnline3.1「その他禁止行為」カテゴリについて	<p>カテゴリ名を「その他犯罪行為」とし、カテゴリの説明を「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引するもので、右のような記述を含むもの」と改めるべきである。また、キーワード「その他の違法行為」が広範すぎるので、説明中にある「不正アクセス、フィッシング詐欺」で置き換えるべきである。</p>	<p>カテゴリ名「その他禁止行為」は禁止の根拠があきらかでなく、カテゴリの説明については「法律、条例その他の法規で禁止された取引や行為」は広範すぎ、青少年の閲覧がとくに不適切と考えられない情報をも大幅に制限することになる可能性があるため、カテゴリの説明には青少年ネット規制法第二条第4項一号の定義をそのまま用いて、カテゴリの範囲を「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」に限定するべきである。また、SafetyOnline3の検討過程では、2006年度に本カテゴリを思想信条、宗教に基づく団体などのサイトの排除に活用する方向の検討が行われていた事実がある。具体的には、2006年度RF研第3回研究会資料3において、『「反社会的な集団やカルト集団」(を追加しない件)については、暴力やテロ活動を行なう集団は「犯罪行為(その他禁止行為)」のカテゴリで対処できるが、示威活動や脅迫活動を行なうような集団はどう扱うのか?』という委員のコメントに対して『サイト上で示威活動や脅迫活動を行なっているサイトについては、カテゴリ「その他禁止行為」の項で対応できるよう、「口座売買、殺人依頼、脅迫など法律で禁止された行為に関する記述が含まれるもの」と加筆する。』とWGの考え方が示されている。脅迫行為は犯罪だが、示威活動一般は必ずしも犯罪とはいえず、むしろ言論・表現の自由に属するものであり、それを閲覧制限の対象とする方向で検討が行われていたということについて憂慮する。</p> <p>上記WG見解がSafetyOnline3において『口座売買、殺人依頼、脅迫など法律で禁止された行為に関する記述が含まれるもの、その他法律、条例その他の法規で禁止された行為の手口に関する記述』となり、3.1では『殺人依頼、脅迫、口座売買、携帯電話無断譲渡』と『その他の違法行為』に分割された。『その他の違法行為』の「法律、条例その他の法規で禁止された行為の手口に関する記述」は、極めて広範であり、道路交通法や公安条例、その他、公安事件でしばしば見られる別件逮捕目的の軽微な逮捕容疑にかかるようなものまで含まれる可能性があり、そのような解釈は青少年が多様な政治的意見に接する機会を狭める可能性がある。また、思想信条、宗教に基づくレイティング・フィルタリングをしないという基本方針を実質的に逸脱する余地があると考ええる。このような解釈を招かないために、「その他の違法行為」というキーワードは削除し、「不正アクセス、フィッシング詐欺」で置き換え、不足があればキーワードはレイティング基準を見直すさいに追加するものとすべきである</p>	<p>カテゴリ名を、禁止の根拠が法律にあることを明確にするため「その他違法行為」に変更する。</p> <p>このレイティング基準自体は、セルフレイティングを指向しており、表現者によるレイティングを容易にするため、いわゆるバスケット条項として「その他の違法行為」というキーワードを用意している。しかし、セルフレイティングに適さない（自ら違法と言にくい）と考えられるカテゴリであるため、今後の検討課題としたい。</p>

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
18	SafetyOnline3.1「その他禁止行為」カテゴリの「その他の違法行為」キーワードについて	「その他の違法行為」ではなく「不正アクセス」「フィッシング詐欺」など具体的なキーワードとすべきである	「その他の違法行為」のようなあいまいな表現は恣意的な運用や意図が誤読される可能性が高い。具体的な違法行為でキーワードを設定すべきである。	同上
19	SafetyOnline3.1「自殺」カテゴリについて	自殺を幫助する内容のみをカテゴリライズ対象とすべきである。	公的に運営される相談窓口は対象外とされているが、民間の相談窓口や個人で自殺防止を目的に運営しているサイトが対象となってしまう可能性がある。	『公的に運営される相談窓口等は含まない』の「等」に、民間の相談窓口や個人で自殺防止を目的に運営しているサイトが含まれると考えていたが、明示的に記述を修正する。 自殺を幫助する内容については、以下の（参考）のように削除依頼をしている。自殺・自傷方法の記述、自殺に関する掲示板については、フィルタリングにより対応すると役割分担をしていると考えている。 （参考） インターネット協会が運営するインターネット・ホットラインセンターでは、人を自殺に勧誘・誘引する情報や自殺関与に関する情報については、公序良俗に反する情報として、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取り決め等に基づく対応を依頼している。また自殺予告については、人命救助の観点から関係する都道府県警察に情報提供している。
20	SafetyOnline3.1「参加サイト」コンテンツ形式について	今後の検討として、掲示板、ブログ、SNSなどを区別することを検討すべきである	それぞれの形式でメディアとしての特性に差があり、また、保護者としてのフィルタリングカスタマイズの観点からも、区別されていたほうが有用性が高いと考えられる。	掲示板、ブログ、SNS等に分類することを検討したが、必ずしも明確に分類できないサービスもあり、それらは本質的にはCGM（Consumer Generated Media）であることから、現在の参加型サイトにまとめられた経緯がある。 フィルタリングカスタマイズの観点からの、区別することの有用性について、検討したい。

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
21	SafetyOnline3.1「ショッピングサイト」コンテンツ形式について	今後の検討として、オンラインコンテンツ販売サイトと、有体物の販売サイトを区別することを検討するべきである	オンラインコンテンツは購入したものに形がないため、有体物の購入とは体験として大きな差がある。その一方、オンラインコンテンツの購入はサイトで完結するが、有体物の購入では住所等を販売元に教える必要があるなど、個人情報管理上の問題が生ずる可能性がある。そのようなことから、保護者として、とくに若年層の青少年については対応に差をつけたい可能性があるため、区別の必要性についてアンケートを実施するなどの調査の上で、需要が見込めれば区別するべきであろう。	オンラインコンテンツ販売サイトと、有体物の販売サイトを区別する必要性があるかどうかは、保護者等へのアンケート調査の前に、ショッピングサイト等へのヒヤリングにより、実態把握を行った上で、検討すべき課題と考える。
22	SafetyOnline3.1「コンテクストラベル」について	「文学」「歴史の記述」「歴史的文書」をコンテクストラベルとして追加するべきである。	<p>コンテンツレイティングにおけるコンテクストラベルの先行例はICRAだが、ICRAに比べて SafetyOnline 3.1 では広範なカテゴリを対象としたレイティング基準となっているので、救済すべきコンテンツの幅も広がっていると考えられる。また、日本の文化や習慣なども考慮してコンテクストラベルの幅を広げることは有意義である。</p> <p>「文学」については、日本語の語感として「芸術」に文学を含めない場合が多いので、別途設けるべきである。ここで述べる文学は、英語でいう artistic なものを対象とすることを意図しており、古典文学や近代文学や現代の純文学を含めるが、エンターテインメント要素の強い文学は含めない程度となる（広げすぎると文章表現に対するレイティング・フィルタリングの意味がなくなる）。</p> <p>古典文学を含めることで、たとえば源氏物語が性愛表現や性暴力の制限対象から外れ、近代文学を含めることで、日本の近代私小説の多くが性愛表現の制限から外れ、プロレタリア文学が暴力表現、その他禁止行為の制限から外れる。</p> <p>現代の純文学作品においても、芥川賞作家やノーベル文学賞受賞者の代表的作品が、コンテクストラベルによる救済なしには閲覧制限となる可能性があると考えられる。こうした文学作品には、教科書掲載のものや入学試験問題となるものも少なからずあり、また、すでに戦前のもものを中心として、著作権が切れてネット上でフリーで閲覧できるものが少なくないことも考慮すべきである。</p> <p>「歴史の記述」については、人間の歴史の多くには戦争をはじめとした暴力についての記述が多いことから、救済措置が必要だと考えるものである。例えば、ナチスドイツのホロコーストに関する記述や、日中戦争に関する記述などが具体例として考えられる。</p> <p>これとは別に、市民革命やプロレタリア革命の時代には、革命に関係した文書として、「暴力表現」や「その他禁止行為」に抵触するものが少なからずあると考えられ、こうしたものには哲学史上や社会思想史上著名な人物によるものもあり、青少年にとって有用なものも少なくないため、「歴史的な文書」として救済が必要である。</p> <p>なお、追加するそれぞれのコンテクストラベルの年齢区分については別途検討が必要である。</p>	<p>文学については、「芸術」コンテクストラベルを拡張して、「芸術・文学」コンテクストラベルとする。</p> <p>歴史の記述や歴史的な文書については、「教育」や「青少年に対する配慮」コンテクストラベルによって対応すべきと考える。既存コンテクストラベルによって対応できないコンテンツ（例えば、ニュース等）については、今後の検討課題としたい。</p>

指摘番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
23	SafetyOnline3.1「コンテキストトラベル」について	「青少年に対する配慮」を拡大・分割し、12歳未満制限、15歳未満制限などの既存の自主規制の範囲のコンテンツを取りこめるようにすべきである	すでにインターネットはDVDやテレビゲームなどのパッケージメディアの販促にも広く用いられており、映画についても公開時のプロモーションサイトが設けられる場合が多い。また、過去の作品についてはワンソース・マルチユースということでネットコンテンツ化していくことも今後は増えると思われる。こうしたパッケージメディアや映画などは、すでに既存の自主規制の枠組のなかで、全年齢向けと成人向け以外のほか、PG12やR15などの中間的なレーティングを行っている場合が少なくない。こうしたレーティングを反映してカテゴリーによる制限の例外とすることができるようにすることは、青少年健全育成と青少年や保護者の利便性の両立をはかる上で必要である。	指摘内容及び理由は建設的な提案として受け止める。今後の検討課題としたい。
24	SafetyOnline3.1カテゴリに対する評価ラベルについて	「法令の規定」に基づく部分と「保護者へのアンケート結果」に基づく部分を区別すべきである。また、カテゴリを全体として細分化したり、カテゴリに対して段階的なラベリングを可能とすることで、年齢制限を緩和すべきである。	現状は広範な内容をカバーするカテゴリに対して年齢区分が18歳未満利用制限に高止まりしていて、保護者が「参考例」から緩和する方向にカスタマイズを検討するにも参考にすべき情報が存在せず、青少年のインターネット利用の利便性を損なう内容となっている。法令の規定により保護者への努力義務などの形で課せられている閲覧制限と、その他のものは区別できる必要がある。また、SafetyOnline3の検討過程の資料をみると、カテゴリにおいても評価ラベルにおいても、少しでも問題が起こる可能性があるものは制限する方向にあったと判断でき、SafetyOnline3.1では修正がすすんでいないと思われる。今後、なるべく青少年のインターネット利用の利便性を損なわないよう改善を求めるものである。	評価ラベルは、第三者の価値判断や評価を表すためのものであり、必ずしも客観的である必要はないが、具体的に取りまとめる際には根拠が必要である。 SafetyOnline3では「法律や条例の規定」と「保護者へのアンケート結果」に基づき、参考例として取りまとめている。指摘内容や理由について考慮しつつ、引き続き改善のための検討を進めていきたいと考えている。 なお、年齢区分の評価ラベルは複数存在して良く、保護者等がそれらを選択する方法が、カスタマイズにおいては現実的であると考えます。

指摘 番号	指摘点	内容	理由	御提案、御意見に対する考え方
その 他	SafetyOnline3.1「飲酒・喫煙」カテゴリについて			<p>パブリックコメントとして頂いた意見ではないが、レイティング／フィルタリング連絡協議会研究会での検討に基づき、「飲酒・喫煙」カテゴリのキーワードとキーワードの説明について、以下のように修正する。</p> <p>(修正前) 「未成年の飲酒、酒の販売」 「未成年の喫煙、たばこの販売」 「未成年の飲酒の描写、酒の販売サイト」 「未成年の喫煙の描写、たばこの販売サイト」</p> <p>(修正後) 「飲酒」 「喫煙」 「未成年の飲酒の誘引、または促進」 「未成年の喫煙の誘引、または促進」</p>